

大山駅東地区地区計画について

1 目的

大山駅東地区では、平成27年12月に「大山駅東地区地区計画」が都市計画決定されているが、この時点では大山駅の駅前広場の位置が決まっていなかったため、『駅前周辺地区』については、建築物のルール等を最低限の内容としていた。

その後、駅前広場整備事業等が令和元年12月に都市計画決定、令和3年12月に事業認可されたことを受けて、既決定の地区計画のうち、『駅前周辺地区』の地区整備計画について、建築物のルール等の変更の必要性があるか、地域の方々との検討会を立ち上げ、本格的な検討に着手するものである。

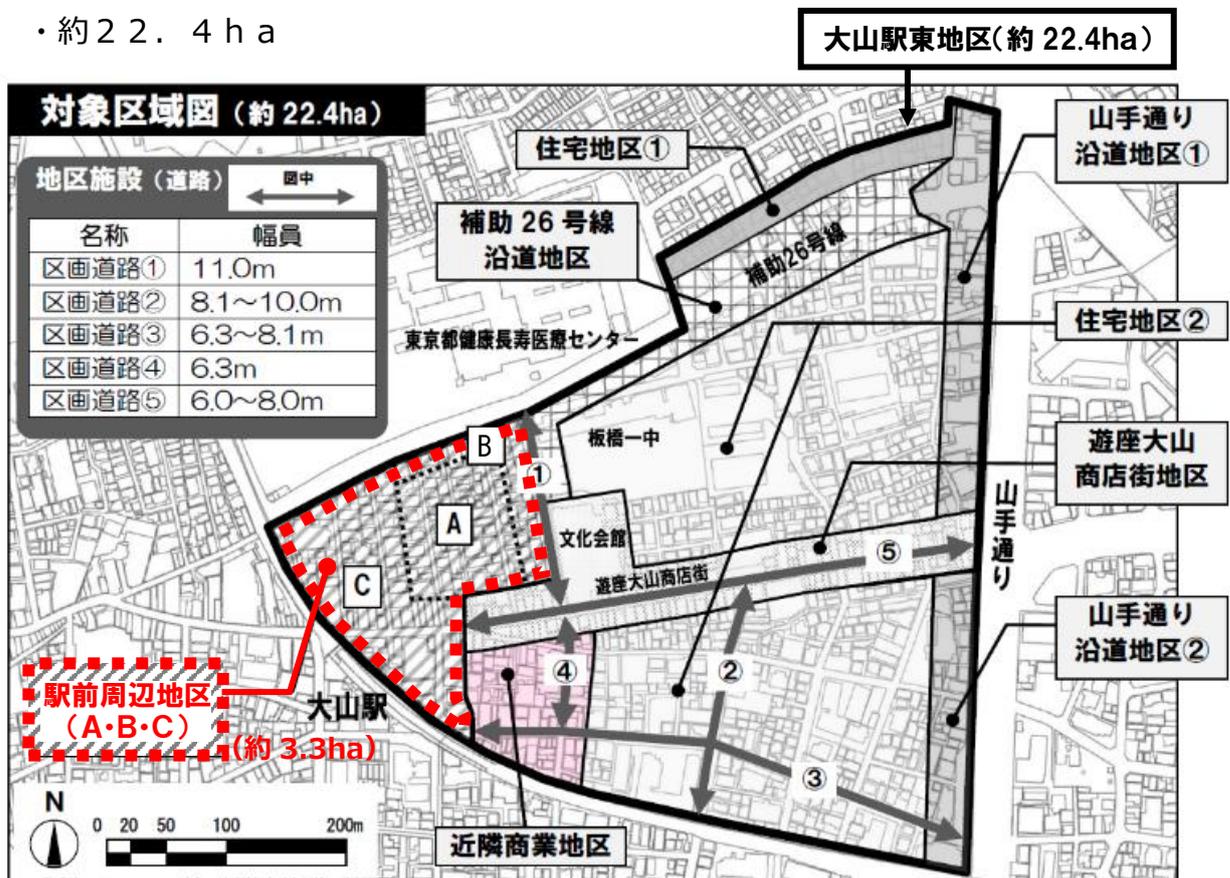
2 地区の概要

(1) 位置

- ・板橋区大山東町、栄町及び氷川町各地内

(2) 面積

- ・約22.4ha



3 地区の経緯

- ・平成 27 年 12 月 「大山駅東地区地区計画」の都市計画決定
- ・令和元年 12 月 「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業及び関連する鉄道附属街路事業と大山駅の駅前広場整備事業」の都市計画決定
- ・令和 3 年 12 月 「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業及び関連する鉄道附属街路事業と大山駅の駅前広場整備事業」の事業認可

4 今後の進め方（予定）

（1）検討内容

- ・『駅前周辺地区』を対象として、地区計画の地区整備計画における「建築物等の用途の制限」や「壁面の位置の制限」などの建築物のルール等について、変更の必要性も含めた検討を行う。

（2）検討体制

- ・大山駅東地区の関係町会及び商店街からの推薦委員と公募委員により、検討会を構成する。

（3）スケジュール

- ・令和 4 年 4 月 1 日～15 日 公募委員の募集
- ・令和 4 年 5 月～令和 5 年 3 月 検討会の開催（4 回程度）
- ・令和 5 年度 必要に応じて都市計画変更手続き